

■第330回食品安全委員会

日時：平成22年4月28日（水）14：00～15：09

傍聴者：9名

議事概要：

（1）添加物専門調査会における審議結果について

1) 添加物「ピロリジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- *ラディッシュ、チーズ、コーヒー、とうもろこし、麦芽、ホップ油等の食品中に存在する成分です。欧米において、チューインガム、ソフト・キャンデー類、焼菓子、朝食シリアル類、冷凍乳製品類、清涼飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（2）農薬専門調査会における審議結果について

1) 農薬「アシフルオルフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

2) 農薬「ラクトフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

- ・担当委員の廣瀬委員及び事務局から説明。
 - ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。
- *アシフルオルフェンは除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。
- *ラクトフェンは除草剤で、日本国内での農薬登録はありません。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1) 「農用地土壌汚染対策地域の指定要件の改正について」に係る食品健康影響評価について

- ・審議の結果、「既存の評価結果に影響を及ぼすような科学的知見の存在は確認されなかった。」旨が了承され、今回の諮問に係る経緯を盛り込んだ形で、改訂は行わない評価書を評価結果として通知することとなった。

2) 添加物「1-ペンテン-3-オール」に係る食品健康影響評価について

- ・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- *緑茶、後発酵茶、紅茶、グアバ、ほうじ茶、あんず等の食品中に存在する成分です。欧米において、焼菓子、ソフト・キャンデー類、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・プリン類、アルコール飲料等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

3) 添加物「3-メチル-2-ブテノール」に係る食品健康影響評価について

- ・「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- *ホップ油、コーヒー、ラズベリー等のきいちご類、アセロラ、ライチー、はちみつ等の食品中に存在する成分です。欧米において、チューインガム、ハード・キャンデー類、焼菓子、ソフト・キャンデー類、ゼラチン・プリン類、ジャム・ゼリー等様々な加工食品において香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

4) 動物用医薬品「ホスホマイシン」に係る食品健康影響評価について

・「一日摂取許容量（ADI）を、0.019mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*抗菌剤で、牛のパスツレラ性肺炎などの治療に用いられています。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

5) 動物用医薬品「ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（動物用ホスミシンS（静注用））の再審査」に係る食品健康影響評価について

・「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられる。ただし、本製剤の評価については、薬剤耐性菌を介した影響について考慮する必要があり、これについては検討中である。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

6) 遺伝子組換え食品等「耐熱性 α -アミラーゼ産生トウモロコシ3272系統とチョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシBt11系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシGA21系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性評価が終了した4品種を除く。）」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方』に基づき、改めて安全性の確認を必要とするものではないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*安全性評価が終了しているトウモロコシ4品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、作られる種子は1粒ごとに形質が異なります。従って、すべての組合せ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く組合せ品種が評価の対象となります。

(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査結果について（平成22年4月）

・事務局から報告。